



# 島根県報

平成21年7月3日(金)

号外第129号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第512号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷 2620番9地先から同 3037番3地先まで	前	メートル 9.50～ 12.80	メートル 83.00	浜田県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅 仮設道路設置
			後	9.50～ 15.70	83.00	
"	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大 野原881番1地先から同 地先まで	前	17.00～ 22.00	70.00	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所 災害防除工事
			後	25.00～ 60.00	70.00	
県 道	波佐芸北線	浜田市金城町波佐イ 1249番1地先から同イ 907番2地先まで	前	5.00～ 57.00	228.00	浜田県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	10.00～ 57.00	228.00	
"	須川谷日原 線	鹿足郡津和野町相撲ヶ 原266番1地先から同71 番地先まで	前	4.00～ 4.70	75.00	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所 交通安全工事
			後	13.50～ 30.00	75.00	

## 島根県告示第513号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷2620番9地先から同3037番3地先まで	メートル 83.00	平成21年 7月3日	浜田県土整備事務所	
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町相撲ヶ原266番1地先から同71番地先まで	75.00	平成21年 7月3日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	